

# 第 10 期 中 間 決 算 公 告

平成23年12月26日

大阪市中央区備後町二丁目2番1号  
株式会社りそな銀行  
代表取締役社長 岩田 直樹

中間貸借対照表 (平成23年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	2,146,289	預 金	20,189,808
コールローン	120,516	譲渡性預金	1,841,170
買入金銭債権	49,856	コールマネー	176,547
特定取引資産	651,777	売現先勘定	1,999
有価証券	6,086,347	特定取引負債	310,968
貸出金	16,934,698	借入金	1,170,152
外国為替	52,983	外国為替	6,288
その他の資産	1,209,795	社債	551,571
有形固定資産	218,921	信託勘定借	342,796
無形固定資産	47,371	その他の負債	1,569,314
繰延税金資産	107,927	未払法人税等	1,310
支払承諾見返	364,396	リース債務	38,333
貸倒引当金	△ 251,161	資産除去債務	1,140
		その他の負債	1,528,531
		賞与引当金	6,132
		その他の引当金	23,930
		再評価に係る繰延税金負債	28,031
		支払承諾	364,396
		負債の部合計	26,583,110
		(純資産の部)	
		資本金	279,928
		資本剰余金	377,178
		資本準備金	279,928
		その他資本剰余金	97,250
		利益剰余金	414,366
		その他利益剰余金	414,366
		繰越利益剰余金	414,366
		株主資本合計	1,071,473
		その他有価証券評価差額金	19,807
		繰延ヘッジ損益	26,041
		土地再評価差額金	39,287
		評価・換算差額等合計	85,135
		純資産の部合計	1,156,609
資産の部合計	27,739,720	負債及び純資産の部合計	27,739,720

中間損益計算書 〔平成23年4月 1日 から  
平成23年9月30日 まで〕

(単位：百万円)

科 目	金	額
経常収益		309,362
資金運用収益	164,803	
(うち貸出金利息)	( 139,060 )	
(うち有価証券利息配当金)	( 18,156 )	
信託報酬	12,253	
役務取引等収益	52,296	
特定取引収益	17,147	
その他業務収益	28,858	
その他経常収益	34,002	
経常費用		201,652
資金調達費用	22,484	
(うち預金利息)	( 9,953 )	
役務取引等費用	24,085	
特定取引費用	339	
その他業務費用	18,673	
営業経費	112,155	
その他経常費用	23,913	
経常利益		107,709
特別利益		208
特別損失		1,591
税引前中間純利益		106,326
法人税、住民税及び事業税	△ 1,394	
法人税等調整額	13,602	
法人税等合計		12,207
中間純利益		94,119

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 重要な会計方針

### 1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間期中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前期末と当中間期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当中間期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

### 2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については中間決算日前 1 ヶ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、また、それ以外については中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

### 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

### 4. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、建物については定額法、動産については定率法をそれぞれ採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	2年～50年
その他	2年～20年

#### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

#### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

なお、所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、自己所有の固定資産と同一の方法により償却しております。

## 5. 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

## 6. 引当金の計上基準

### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 315,799 百万円であります。

### (2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

### (3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	発生年度に一括して損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から損益処理

### (4) その他の引当金

その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用または損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。

主な内訳は次のとおりであります。

信託取引損失引当金 11,381百万円

当社が受託者として管理・運用している元本補填契約のない信託取引について、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

預金払戻損失引当金 9,108百万円

負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、計上しております。

信用保証協会負担金引当金 2,100百万円

信用保証協会の責任共有制度導入等に伴い、将来、負担金として発生する可能性のある費用を見積もり計上しております。

#### 7. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社・子法人等株式及び関連法人等株式を除き、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

#### 8. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

#### 9. ヘッジ会計の方法

##### (1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

また、当中間期末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施してりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から最長10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。

なお、当中間期末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ利益は45百万円（税効果額控除前）であります。

##### (2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建子会社・子法人等株式及び外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用して

おります。

### (3) 内部取引等

デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間又は内部部門間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第 24 号及び同第 25 号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

### 10. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

### 11. 連結納税制度の適用

株式会社りそなホールディングスを連結納税親会社とする連結納税主体の連結納税子会社として、連結納税制度を適用しております。

### 会計方針の変更

当中間会計期間から、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号平成22年6月30日）、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号平成22年6月30日）及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号平成22年6月30日）を適用しております。

上記会計基準等の適用により、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定にあたり、期中に行われた優先株式の転換価格の修正を普通株式増加数の算定に反映する方法に変更しております。

### 追加情報

当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。なお、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）に基づき、当中間会計期間の「償却債権取立益」は、「その他経常収益」に計上しております。

## 注記事項

(中間貸借対照表関係)

### 1. 関係会社の株式及び出資金総額

29,158 百万円

2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券はありません。

3. 貸出金のうち、破綻先債権額は8,914百万円、延滞債権額は296,012百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は4,695百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は96,925百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は406,547百万円であります。

なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

7. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は119,751百万円であります。

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

#### 担保に供している資産

特定取引資産	1,999	百万円
有価証券	3,484,593	
貸出金	37,530	
その他資産	3,928	

#### 担保資産に対応する債務

預金	98,950	百万円
売現先勘定	1,999	
借入金	1,155,330	

上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券801,986百万円及びその他資産243,805百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は5,334百万円、敷金保証金は17,326百万円であります。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、6,366,858百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが6,151,741百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 株式会社あさひ銀行及び株式会社奈良銀行より継承した事業用の土地については、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格（平成10年1月1日基準日）に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。

11. 有形固定資産の減価償却累計額 137,620百万円
12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金12,000百万円が含まれております。
13. 社債は、全額劣後特約付社債であります。
14. 元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託400,034百万円であります。
15. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当社の保証債務の額は241,719百万円であります。
16. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率（国内基準）は13.05%であります。

(中間損益計算書関係)

1. 「その他経常収益」には、償却債権取立益20,286百万円及び株式等売却益2,593百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額4,272百万円、貸出金償却11,610百万円及び株式等償却1,601百万円を含んでおります。

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

1. 満期保有目的の債券（平成23年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国債	1,184,995	1,202,984	17,988

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成23年9月30日現在）

時価のあるものはありません。

なお、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は、以下のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額(百万円)
子会社・子法人等株式	6,451
関連法人等株式	22,707
合計	29,158

3. その他有価証券（平成23年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	203,183	126,899	76,283
	債券	246,952	244,314	2,637
	国債	—	—	—
	地方債	5,718	5,694	23
	社債	241,234	238,619	2,614
	その他	56,355	55,014	1,341
	小計	506,491	426,228	80,262
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	112,393	147,234	△ 34,840
	債券	4,073,302	4,080,122	△ 6,820
	国債	3,846,164	3,852,227	△ 6,062
	地方債	23,304	23,381	△ 76
	社債	203,833	204,514	△ 681
	その他	114,819	125,157	△ 10,337
	小計	4,300,516	4,352,514	△ 51,998
合計	4,807,007	4,778,742	28,264	

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	中間貸借対照表計上額（百万円）
株式	43,476
その他	21,709
合計	65,185

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

#### 4. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間期における減損処理額は、1,685百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりしております。

正常先：原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落

要注意先、未格付先：時価が取得原価に比べて30%以上下落

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先：時価が取得原価に比べて下落

#### （税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

##### 繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額及び貸出金償却否認額	175,002百万円
税務上の繰越欠損金	109,933
有価証券償却否認額	107,543
退職給付引当金	45,349
その他	<u>68,449</u>
繰延税金資産小計	506,277
評価性引当額	<u>△356,142</u>
繰延税金資産合計	150,134
繰延税金負債	
繰延ヘッジ利益	△17,814
退職給付信託設定益	△12,827
その他有価証券評価差額金	△8,456
その他	<u>△3,109</u>
繰延税金負債合計	<u>△42,207</u>
繰延税金資産の純額	107,927百万円

#### （1株当たり情報）

1株当たりの純資産額	6円 49銭
1株当たり中間純利益金額	1円 0銭
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	67銭

## 信託財産残高表

平成23年9月30日現在

(金額単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
貸 出 金	79,200	金 銭 信 託	7,226,366
有 価 証 券	0	年 金 信 託	3,589,942
信 託 受 益 権	23,696,655	財 産 形 成 給 付 信 託	1,031
受 託 有 価 証 券	2,764	投 資 信 託	12,617,204
金 銭 債 権	316,287	金銭信託以外の金銭の信託	284,344
有 形 固 定 資 産	589,201	有 価 証 券 の 信 託	137,054
無 形 固 定 資 産	3,347	金 銭 債 権 の 信 託	339,762
そ の 他 債 権	6,161	土地及びその定着物の信託	120,089
銀 行 勘 定 貸	342,796	土地及びその定着物の賃借権の信託	2,842
現 金 預 け 金	20,288	包 括 信 託	738,064
合 計	25,056,702	合 計	25,056,702

- (注) 1. 上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。
2. 信託受益権には、資産管理を目的として再信託を行っている金額 23,696,655百万円が含まれております。
3. 共同信託他社管理財産 1,212,410百万円
4. 元本補てん契約のある信託の貸出金 79,200百万円のうち、破綻先債権額は 13百万円、延滞債権額は 14,974百万円、貸出条件緩和債権額は 3,542百万円であります。なお、3ヵ月以上延滞債権額は該当ありません。
- また、これらの債権額の合計額は 18,530百万円であります。

(付) 元本補てん契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む）の内訳は、次のとおりであります。

### 金銭信託

(金額単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
貸 出 金	79,200	元 本	400,034
そ の 他	321,199	債 権 償 却 準 備 金	241
		そ の 他	123
計	400,399	計	400,399